

岡山県ノルディック・ウォーク連盟会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、「岡山県ノルディック・ウォーク連盟」と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、全日本ノルディック・ウォーク連盟に加盟し、県下におけるノルディックウォーキング普及推進機関として組織し、ノルディックウォーキングに関する活動を精力的に実施することで普及・発展に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の事務局は健康増進施設「はぁもにい倉敷」(倉敷市羽島 666 番地の 1) 内に置く。

(事業)

第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 体験会や定期的な教室、講習会等の実施 (ノルディックウォーク・ステーション)
- (2) 県下における公認指導員の養成
- (3) 県下の公認指導員の普及活動支援
- (4) 普及につながる各種イベントへの参画
- (5) 関連商品を販売するための情報発信基地 (ノルディック・ウォークセンター)

(会員)

第5条 本連盟は、次の各号に定める会員を持って構成する。

- (1) 指導員養成講習会を受講し、公認指導員の資格を有する者
- (2) 普及活動に積極的に従事していると理事会で承認した者 (オピニオンリーダー)

(入会)

第6条 入会は、県下での公認指導員資格取得及び登録手続きにより登録されるものとする。
ただし、オピニオンリーダーは理事が推挙し理事会の承認をもって登録するものとし、併せて役員としての選任もできるものとする。

第2章 役 員

(役員)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会 長 本連盟を代表し、会務を総理する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代行する。
- (3) 理 事 理事会を構成し、本連盟の運営に必要な事項および予算、決算を審議する。
- (4) 事務局長 会長の意を受け、本連盟の事務および会計を処理する。
- (5) 監 事 毎事業年度の会計を監査し、理事会に報告する。

(役員を選任)

第9条 役員は、会員から推挙し、理事会の承認を得るものとする。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第11条 都道府県を唯一代表する県連盟として全日本ノルディック・ウォーク連盟より認定を受けるため、各号に定める顧問を、理事会の同意を得て会長が委託する。

- (1) 全日本ノルディック・ウォーク連盟の本部役員
- (2) 県内で活動しているウォーキングライフマイスター (WLM)
- (3) 全日本ノルディック・ウォーク連盟の学術委員会に本連盟の代表者として推薦、登録できる学術委員 (医学博士もしくは医師)

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、理事会等とする。

(理事会)

第13条 理事会の開催は、各号に定める通りとする。

- (1) 役員過半数の出席をもって構成し、本連盟の運営に必要な事項を審議し、決定等を行う。
- (2) 理事会等は、会長が適宜これを招集する。

第4章 会計

(会計)

第14条 本連盟の運営に必要な経費は、会費、寄付金、事業に伴う収入等によって充てる。

(会費)

第15条 本連盟の会費の額は別に定める。

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(監査)

第17条 会長は、監事による会計監査を受けなければならない。

第5章 雑則

(施行綱則)

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会則改正)

第19条 この会則の改正は、理事会の出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

附則

第20条 この会則は、2010年10月1日から施行する。